

令和8年度 第2回 木更津市男女共同参画推進委員会 会議録

- 1 開催日時 令和8年8月26日（水）午後1時30分から2時40分
- 2 開催場所 木更津市役所 朝日庁舎 会議室2-4
- 3 出席者 (1) 委員（敬称略）
佐伯康子、生田まゆみ、前沢祐子、高田旭祥、岩野志穂、佐藤由江、
山本恵、森田恵奈、天野茂実、小林晶子、丸敦子
(2) 木更津市市民協働部地域共生推進課
兵藤課長、江澤課長補佐、前沢主任主事、有木主任主事
- 4 議事及び公開又は非公開の別
(1) 第6次木更津市男女共同参画計画素案について【公開】
(2) 第6次木更津市男女共同参画計画事業について【公開】
- 5 傍聴人 なし
- 6 会議内容

江澤： それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、地域共生推進課の江澤と申します。よろしくお願いいたします。

開会の前に、私から、6点ご連絡があります。

1点目ですが、会議資料です。次第、名簿、席次表、資料1～6となります。

2点目ですが、若林委員でございますが、県外への転居のため、辞退の申し出がございましたので、ご報告させていただきます。

なお、昨年度も1名の公募委員が体調不良により、辞退されており、当初3名の公募委員が、現在は1名となっております。したがって、先日まで公募委員を募集しておりましたが、応募がありませんでしたので、ご報告いたします。

3点目ですが、木下委員につきましては、都合により本日、欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。

4点目ですが、議事をお諮りする方法についてです。議長から「承認する方は挙手をお願いします」といった発言がございますので、挙手をしていただき、決を採る形としたいと思いますので、よろしくお願いします。

5点目です。議事についてですが、本日は第6次木更津市男女共同参画計画に係る素案と、計画を実行するための事業についての2点となります。本日は、2点について、委員の皆さまにご意見をいただき、多様な意見を取り入れた計画としたいと思いますので、活発なご議論をいただきますよう、お願い申し上げます。

最後、6点目ですが、ご発言される際は、お手元のマイクのスイッチを押していただき、発言終了後は、再度スイッチを押していただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

それではただ今より、令和8年度第2回木更津市男女共同参画推進委員会を開会いたします。

本日の出席委員数でございますが、12名中、11名であり、附属機関設置条例第6条第2項に規定されている、半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立いたします。

また、本会議は木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条及び第9条の規定により、会議は公開で行い、会議記録及び会議資料を公開するため、会議を録音させていただきますので、ご了承ください。

それでは、開会にあたりまして市民協働部地域共生推進課長の兵藤からご挨拶させていただきます。兵藤課長、お願いいたします。

兵藤課長： 皆さま、本日はお忙しい中、令和8年度第2回木更津市男女共同参画推進委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

6月の第1回委員会では、第6次木更津市男女共同参画計画の策定にあたっての主なポイントについてご説明し、策定の方向性についてご承認をいただきました。

具体的には、市民アンケートやきさらづみなトークを通じた市民意見の反映、令和4年度に制定した「彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例」との整合性を踏まえた計画の見直し、性別・性的指向に関する課題の解決に直結する事業の選定、国・県の第6次計画との整合性の確保及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を位置づけた法定計画としての策定、以上の5つのポイントを踏まえ、第6次計画を策定するというものでございます。

本日の委員会では、こうした方向性を踏まえた次期計画の素案をご提示させていただきます。委員の皆さまには、素案について、忌憚のないご意見・ご助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日いただくご意見は、計画の完成度を高める上で大変重要なものと受け止めております。

限られた時間ではございますが、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

江澤： 兵藤課長、ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

本委員会の議長ですが、附属機関設置条例第6条第1項の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、佐伯委員長にお願いしたいと思います。

佐伯委員長、よろしくお願いいたします。

佐伯委員長： それでは、議長を務めさせていただきます。円滑に会を進められるよう努めますので、皆様のご協力をお願いいたします。

早速ですが、議事１「第６次木更津市男女共同参画計画素案について」、事務局から説明をお願いします。

前沢： それでは、「議事１ 第６次木更津市男女共同参画計画素案について」、私、前沢からご説明させていただきます。

お手元の資料１「第６次木更津市男女共同参画計画 素案」をご覧ください。

こちらは６月３０日に開催した第１回会議において、委員の皆様から承認を頂きました計画骨子案と「第６次計画策定のポイント」を踏まえ、当課にて作成した、第６次計画の素案になります。

続きまして、資料２－１「第６次木更津市男女共同参画計画 事業一覧」と、資料２－２「第６次木更津市男女共同参画計画 事業評価表」をご覧ください。

こちらは、第５次計画における計画事業の全８７事業を「性差による課題の解決に向けた事業であるか」という点を重視しながら精査し、各事業担当課に照会して作成したものです。資料２－１は計画事業の一覧、資料２－２はその個別の事業評価表になります。第６次計画の事業は、第５次計画の事業を精査した際に統廃合を行い、全３５事業となる予定です。

資料１，２については、会議に先立ち、委員の皆様にご覧いただいているところですが、第５次計画からの主な変更点について、私からご説明いたします。

資料３「第６次木更津市男女共同参画計画素案の主な変更点」をご覧ください。

「１ 目次」についてですが、第５次計画のものを踏襲しつつ、千葉県の第６次計画を参考にしながら変更を加えています。

第５次計画の第１章の１「男女共同参画社会の実現に向けて」については、内容が国・県・本市の男女共同参画の取組状況や、国際情勢などの背景について説明した部分であったため、第６次計画においては、より分かりやすくし、国・県・市の動向等として、「計画策定の背景」、また、「本市の現状・課題」へと分類しました。その他については、第５次計画と同様のつくりとなっております。

続いて「２ 本計画の方向性」についてです。資料１の２ページ冒頭(3)をご覧ください。

本項目は、前段で説明した国・県の動向や本市のアンケートを踏まえた、本計画の方向性を説明したものです。

１点目に「男性の参画の少ない分野への参画の推進」という部分を記載しました。

第５次計画までは、女性の活躍・支援の推進など、女性に対する支援に偏っていました。そのため、第６次計画では、男性に対しての支援の視点を加えたものです。

計画事業にもその視点を取り入れており、具体的には、資料２（２－１、２－２両方に記載）の事業番号７では男性を含む保育人材確保に、事業番号２２では女性だけでなく悩みを抱える男性への支援に取り組みます。

２点目に「家庭に専念したい人の社会参画の位置づけ」です。

市民アンケートやきさらづみなトークにおいて「就労するだけでなく、家事・育児・介護などに専念したい人についても、社会参画として尊重して欲しい」の声が寄せられていることから、専業主婦も含めた多様なあり方を尊重する計画としています。

この視点も計画事業に取り入れており、具体的には資料2の事業番号13で、「こども誰でも通園制度」の利用促進を行う事業です。

この制度は、通常保護者の就労要件が満たなければ認可保育園の利用ができないところ、保護者の就労要件に関わらず、一定期間保育を利用できる、というものです。この制度を利用すれば、保護者が専業主婦であっても認可保育園を利用することができ、保護者の買い物や病院、趣味などのリフレッシュの機会として利用できる側面があるため、第6次計画から新たに計画事業として位置付けたものです。

続いては「3 計画の位置づけ」です。資料1の5ページをご覧ください。

1点目は「他の計画との整合性について」です。

第5次計画では、「第4期木更津市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」及び「第3期オーガニックなまちづくりアクションプラン」との整合性を図る、と記載していました。両計画は共生社会づくりという点で共通する部分があったため、第5次計画においてはこれらの計画との整合性を図っていましたが、両計画にはいずれも男女共同参画に関する具体的な取組等は含まれていないため、第6次計画では削除いたしました。

2点目は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（略称：困難女性支援法）に関する法定計画としての位置づけ」です。

この法律は令和6年に施行した法律で、市町村に対して困難な問題を抱える女性への支援のための計画を定めるよう求めています。後ほどご説明いたしますが、第6次計画の体系では、施策の基本的な方向「困難な問題を抱える女性への支援」を新設し、計画事業として取り組みます。そのため、本計画は困難女性支援法に関する法定計画として位置付けるものです。

続いては、「4 計画の体系」についてです。資料1では8ページ目になりますが、第5次計画との比較表が資料4にありますので、そちらをご覧ください。

第6次計画の体系については、前回の第1回会議の際にもご説明しましたが、改めて変更点をご説明いたします。

1点目ですが、第6次計画では、基本目標Ⅰに施策項目2「あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映」を新設しました。施策の基本的な方向は「女性の参画が少ない分野における女性活躍の推進」と「男性の参画が少ない分野における男性活躍の推進」です。

消防分野、農業分野では女性の参画率が低く、保育分野では男性の参画率が低いという現状があり、これらの分野で男女がともに参画できるよう促進させるものです。

2点目ですが、第5次計画における主要課題1「労働の場における男女共同参画の促進」について、第6次計画では、千葉県第6次計画を参考に基本目標とし、基本目標Ⅱ「働く場における女性活躍の推進」を新設しました。

3点目は新設した基本目標Ⅱ・施策項目2の施策の基本的な方向に「ハラスメント対策の促進」を新設しました。第6次計画の基本目標Ⅱは新設されたものですが、前述のとおり第5次計画の主要課題1の内容をもとに基本目標としたものであり、ここに「ハラスメント対策の促進」という項目を新たに追加した形となります。

4点目に、第5次計画における主要課題5の施策3「外国人・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり」の削除です。

これらの分野の事業は、本市の他の計画、例として「介護保険事業計画」、「きさらづ障がい者プラン」等に基づき実施している事業でもあり、各計画において継続されるものです。したがって、第6次計画では、性差による課題解決に向けた事業であるか、という視点で整理し、関連性が低いものとして、削除しています。

なお、第5次計画期間において、「木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例」が制定され、本条例に基づき、高齢者や障がい者などの各分野における事業は、それぞれの個別計画において実施されるものとなっております。

5点目に、本計画は「困難女性支援法」に関する法定計画として位置付けておりますので、基本目標Ⅲ・施策項目2に施策の基本的な方向「困難な問題を抱える女性への支援」を新設しました。

続いて、「5 計画の指標」についてです。資料1では9ページになりますが、計画の体系の時と同様、第5次計画との比較表が資料5にありますので、そちらをご覧ください。

第5次計画においては、施策項目ごとに指標を設定し、全20の指標を設けておりましたが、第6次計画では全22の指標を設けております。

1点目に、第5次計画における指標4「市男性職員の育児休業取得率」が目標値の30%を上回る現状値89.7%、その他に指標10「市職員の管理職に占める女性の割合」が目標値15%を超える22.6%と、2指標が目標値を達成しました。

「市男性職員の育児休業取得率」については、県の第6次計画においては、現状値88.4%に対し目標を100%としています。

本市の現状は、89.7%（目標30%）となっておりますが、目標値を100%とすることは、各家庭の都合も踏まえると現実的では無いため、県の計画にもある「市男性職員で育児休業取得日数が14日以上の方の割合」を本市でも新たに指標12で設定しました。

現在、県の男性職員の育児休業取得が14日以上の方の割合は、85.3%となっております。本市は、現在79.3%であり、目標を90%としました。

また、「女性管理職の割合」については、国は係長以上35%（現状30.8%）、県は20%（現状14.1%）となっております。

本市においては、第5次の目標値（15%）は達成し22.6%となりましたが、更なる女性管理職割合増加のため、現状を鑑みて30%としました。

2点目に、第5次計画の指標19「学校教育の場で男女が平等と感じる人の割合」を、

第6次計画では指標21「学校教育の場において男女共同参画が推進されていると思う人の割合」に変更しました。

県の第6次計画が上記の表現に変更されたため、それに倣ったものですが、数値の元となる市民アンケートの回答者は教育関係者であるとは限らず、学校教育の現場が分からない場合回答しづらい質問と考えられるため、回答しやすい「推進されていると思うか」という質問に変更したものです。

3点目に、第6次計画では新たな指標として、指標4「消防団における女性消防団員の割合」、指標5「認定農業者に占める女性の人数」、指標22「施策に対する各事業の評価の割合（A評価）」の3つを設定しました。

4点目に、指標のうち男女別に集計が可能な指標については、それぞれ男女別に目標値を設定しました。分けた指標は、指標7「家庭の中で男女の地位が平等と感じる人の割合」、8「地域活動の場で男女の地位が平等と感じる人の割合」、その他、9、13、15、17、18、19、21です。

5点目に、第5次計画の指標14「がん検診受診率」について、子宮頸がん・乳がんの受診率で、男性は該当がなく、男女での差を比べることができないため、第6次計画の指標では削除しています。

指標から削除しましたが、女性の社会参画に繋がることから、計画事業としては継続するため、引き続きがん検診受診率向上には努めてまいります。計画事業としては、資料2の事業番号27をご参照ください。

6点目に、第5次計画から継承する一部の指標については、第5次計画の実績を踏まえ、達成できそうな目標値に再考しました。

例として、第6次計画の指標1「審議会等における女性委員の割合」ですが、第5次計画では、目標40%に対し実績は28.8%であったため、第6次計画では達成可能な35%を目標としました。

ほかの例といたしましては、第6次計画の指標3「管理職に女性を登用している企業の割合」ですが、第5次計画では目標80%に対し、実績は61.1%と、伸び悩んでいる状態であるため、事業所への「女性活躍推進法」の周知により女性管理職の登用を促進しつつ、達成の可能性のある70%を目標としました。

その他に再考した指標は、指標8、9、11、13、14、16、19です。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

佐伯委員長： ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ある方は挙手をお願いします。

生田委員： 第6次計画の指標15は、現状値が57%程度なのに、なぜ目標値が50%と下方修正されているのでしょうか。

前沢： 他の指標は、現状値が高くなるほど良い結果になるつくりですが、この指標１５「性的マイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思う人の割合」だけ、現状値が低いほど良い結果になるつくりとなっています。したがって、「生活しづらい社会だと思う人の割合」が５０％を下回ることを目指す指標となっています。

江澤： 当初は「性的マイノリティの人にとって生活しやすい」という表現にしてはどうかと検討しましたが、「生活しづらい」とは、少しニュアンスが異なると考えています。この指標は「生活しづらいと思う要因の障害を取り除く」といった意味合いでつくられた指標だと思われます。

そのように考え、前回と同じ表現にしたのですが、いかがでしょうか。

佐伯委員長： 「改善されつつある」といった表現はいかがでしょうか。

江澤： そのような表現にしたいと思います。ありがとうございます。

佐伯委員長： 「困難な問題を抱える女性への支援」とありますが、「困難な問題を抱える女性」とは、どのような問題を抱えている人を想定しているのでしょうか。

前沢： この事業は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた事業であり、同法に「困難な問題を抱える女性」の定義がございます。

定義としては、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」となっており、これらの問題を指しています。

佐伯委員長： ありがとうございます。他に質問、意見はございませんか。

江澤： 私から説明の補足をさせていただきます。

前回の会議の際に、佐伯委員長や生田委員から、「女性の昇進や参画を進めるなかで、それぞれの都合によりできない方もいるのに、無理に女性割合を増やそうとするのもよくない」といった意見があったと思います。

この指摘を素案に反映させまして、具体的には資料１の１０ページ、「第３章 事業計画」、基本目標１、施策項目１の「現状と課題」の下から２行目に、「女性委員の選出に留意しながらも性別にとらわれ過ぎず適任者を選出することが重要な課題」と記載することで、女性の選出に留意するものの、あくまで適任者の選出を、という表現にしました。

他にも、高田委員から「児童・生徒に男女共同参画の教育が必要ではないか」という意見があったかと思います。

それについては、資料2、計画事業の事業番号24をご覧くださいますと、「小中高生に対してリーフレット等の配布や、多様性推進動画の授業での活用依頼」として入れています。また、1月に校長会議が開催される予定なので、そこでも多様性動画を使っ
ての教育について周知してもらえよう願うするつもりです。

佐伯委員長： そのほかにご意見はありますか。

（ 質問・意見なし ）

それでは、無いようですので、お諮りいたします。

議事1について、素案を基に、ただいま、各委員からご指摘いただきました点について、計画に反映し、素案をブラッシュアップすることに承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

（ 全員挙手 ）

賛成、全員のため、議事1については、原案どおり、承認いたします。

続きまして、議事2「第6次木更津市男女共同参画計画事業について」、事務局から説明をお願いします。

前沢： それでは、「議事2：第6次木更津市男女共同参画計画事業について」、私、前沢からご説明させていただきます。

お手元の資料6「計画事業の変更点」をご覧ください。

先ほどご説明しました通り、第6次計画の事業は、第5次計画における87の事業を「性差による課題の解決に向けた事業」という点を重視しながら精査し、作成しました。

資料6は、第6次計画の事業の作成にあたり、元となった第5次計画の事業や、統廃合の理由など、第5次計画からの変更点をまとめたものになります。

まず、新たに計画事業としたものについてご説明いたします。

第6次計画において新設した事業は、全3事業になります。

1つ目は、事業番号6「消防団における女性参画の推進」です。性別にかかわらず誰もが活動しやすい消防団づくりを推進するため、環境整備や周知活動を図る事業です。

計画の体系では、基本目標Ⅰに新設された、施策項目2「あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映」のうち、施策の基本的な方向「女性の参画が少ない分野における女性活躍の場の拡大」に関する事業として位置付けています。

同じく新設された、施策の基本的な方向「男性の参画が少ない分野における男性活躍の場の拡大」に関する事業としては、事業番号7「性別を問わない保育人材の確保」があります。

この事業は、第5次計画からの継続事業となりますが、保育人材の確保支援の事業であり、「男性保育士を含む人材確保の支援」の事業として整理しています。

2つ目が、事業番号13「子育て家庭が休める機会の提供」で、「こども誰でも通園

制度」の普及促進を図るため、受け入れ施設の拡大を図る事業です。

計画の体系では、基本目標Ⅰ・施策項目３・施策の基本的な方向１「家事・育児・介護への支援促進」に関する事業として位置付けています。

議事１で説明したとおり、「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労要件に関わらず、一定期間保育利用することができる制度であり、こどもの良質な生育環境の整備とともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することが目的です。これは、本計画の「専業主婦等を含む、多様なあり方を尊重する」という方向性とも合致することから、計画事業として新設したものです。

３つ目は、事業番号１６「女性創業者の増加促進」で、木更津市産業・創業支援センター「らづBiz」の周知強化により、相談に繋げることで女性創業者の増加を図る事業です。

本計画では、基本目標Ⅱ「働く場における女性活躍の推進」を新設し、女性活躍の推進を重視していることから、同基本目標の施策項目１・施策の基本的な方向１「女性の能力発揮への支援」の事業として位置付けています。

新たに計画事業としたものは、以上の３事業ですが、続きまして、第５次計画から統合・廃止となった事業をいくつかご紹介いたします。

次に、第６次計画の事業番号１１をご覧ください。

元となった事業は第５次計画の事業番号４４であり、ここに事業番号５３と事業番号５４が統合されています。

第５次計画の事業番号４４は、乳幼児健診等の各種検診・教室の際に、保護者の悩み事に関係機関とともに解決する事業です。

統合した事業番号５３は妊娠届出時に、外国人妊婦に対して、関係機関と連携して支援を行うという事業であり、事業番号５４は外国籍母子への保健サービス利用の支援を行う事業です。

これらの事業は、外国人向けという点では異なるものの、妊婦・母子への支援という点で事業番号４４と同様の事業であり、元の事業番号４４でも包括的に対応しているため、第６次計画では事業番号１１に統合されました。

他に統合があったものとして、第６次計画の事業番号１２をご覧ください。

この事業は、介護制度の周知により、介護サービスの利用促進を図り、地域福祉を進めるとともに、介護離職者の社会参画にもつなげる事業です。

統合された第５次計画の事業は事業番号１５と事業番号１７です。事業番号１５は地域包括支援センターの利用促進を図るもので、事業番号１７は施設利用促進のため、施設整備を進めるというものです。この２つの事業は、地域包括支援センターの利用促進と介護サービスの利用促進という点で、同様の事業のため、第６次計画においては、事業番号１２に統合し、介護サービス利用により、介護離職者の社会参画を促進するという目的のもと、周知・体制整備を包括的に進める事業としました。

続いて、第6次計画から廃止となった事業ですが、主に「男女の性差による課題解決のための事業か」という点で精査し、関係性が低いものを廃止としています。

例としては、第5次計画の事業番号18、38、39、40、56、57です。これらの事業は、いずれも障がい者・高齢者等の全体を対象とした事業であり、障がい者・高齢者福祉に寄与する事業であっても、性差の課題は少ないものと考えられます。先ほど計画の体系変更の際にご説明したように、第6次計画では計画の体系とともに、これらの事業は廃止としております。

その他に廃止となったものに、第5次計画の事業番号21、27があります。これらの事業は市民活動団体のニーズに沿った支援事業を行い、市民活動を促進させる事業ですが、性差により参画がしにくい状況などは見受けられず、性差による課題解決の事業とは言いにくいため、第6次計画では廃止としております。

以上の視点をもとに、各事業を精査し、事業案を作成いたしましたので、委員の皆様からは、ぜひ忌憚のないご意見賜りたいと思います。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

佐伯委員長： ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ある方は挙手をお願いします。

江澤： 改めてのご説明になってしまいますが、第5次計画から廃止となった事業につきましては、他の計画では継続しておりまして、あくまで男女の計画に記載していない、ということですので、ご承知いただければと思います。

佐伯委員長： 他にご意見はございますでしょうか。

（ 質問・意見なし ）

それでは、無いようですので、お諮りいたします。

議事2について、「事業一覧の案を基に、ただいま、各委員からご指摘いただきました点について、計画に反映し、素案をブラッシュアップすること」に承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

（ 全員挙手 ）

賛成全員のため、議事2については、原案どおり、承認いたします。

以上で本日の議事については全て終了いたしました。円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。進行を司会にお渡しいたします。

江澤： 佐伯委員長、ありがとうございました。

それでは、次第3の「その他」について、事務局から2点ご連絡があります。

1点目は、次回の会議の日程についてです。

次回会議の開催は11月上旬頃を予定しております。開催まで2か月程度しかござ

いませので、よろしければこの場で皆様のご都合をお伺いしたいと思います。

10月27日（火）、28日（水）、29日（木）で予定しておりますが、皆さまいかがでしょうか。

まだご予約が分からない方も多いかと思しますので、改めてメールでご案内させていただきますので、ご回答をお願いいたします。

2点目は、次回の会議の議題についてです。

本日、第6次計画の素案と事業について承認を頂いたところですので、皆様から頂戴したご意見を踏まえ、計画素案を修正し、全庁にも意見照会し、次回の会議では、修正後の計画素案を議題とさせていただきたいと考えております。

事務局からは以上となりますが、その他、皆様から何かございますか。

（ 質問・意見等なし ）

それでは、ないようですので、以上で令和8年度第2回木更津市男女共同参画推進委員会を閉会いたします。

委員のみなさま、本日はお忙しい中、ご出席いただき、また、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和8年8月27日

木更津市男女共同参画推進委員会委員長

佐伯 康三